

議案第 号

中村憲吉生家等施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 23 年 月 日

三次市長 増 田 和 俊

中村憲吉生家等施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

中村憲吉生家等施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三次市中村憲吉記念文芸館設置及び管理条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 中村憲吉に関する資料の収集，保管，展示等を行い，これらの資料に関する調査，研究をすすめるため，三次市中村憲吉記念文芸館（以下「文芸館」という。）を設置する。

第 10 条を第 12 条とし，第 4 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 3 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「中村憲吉生家」を「文芸館」に改め，同条を第 5 条とする。

第 3 条の 2 ただし書以外の部分中「中村憲吉生家」を「文芸館」に，「午後 5 時」を「午後 6 時」に改め，同条ただし書中「三次市教育委員会（以下「教育委

員会」という。)を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

別表中

「

中村憲吉生家	三次市布野町上布野字小原1475番地3
駐車場	三次市布野町上布野字川添1351番地5
親水公園	三次市布野町上布野字川添1351番地6

」を

「

中村憲吉記念文芸館	三次市布野町上布野字小原1475番地3
-----------	---------------------

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年2月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市中村憲吉生家等施設設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三次市中村憲吉記念文芸館設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(三次市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

3 三次市立図書館設置及び管理条例(平成16年三次市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

三次市立布野図書館	三次市布野町上布野1196番地1
-----------	------------------

」を

「

三次市立布野図書館	三次市布野町上布野字小原1475番地3
-----------	---------------------

」に改

める。

第6条中「き損」を「毀損」に改める。